

三櫻工業株式会社 株式取扱規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するとき

は、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第14条 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第16条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

附 則

第1条 この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。

- (1) 昭和36年6月1日制定
- (2) 昭和41年10月27日改定（ただし、昭和42年4月1日を実施を条件とする）
- (3) 昭和46年5月29日開催の第59期定時株主総会において、定款を変更し、名義書換代理人を設置する件が可決されたので、同日開催の取締役会において昭和46年8月2日より実施を条件として、第2条を変更し、名義書換代理人および事務取扱場所を新たに明示した。
- (4) 昭和50年5月7日開催の取締役会において、第3条として「株券の種類」を定款より移して新設、同時に条文を1条ずつ繰り下げ新第4条および第23条の修正を行った。
- (5) 昭和53年1月1日名義書換代理人住所表示変更に伴い第2条記載の名義書換代理人事務取扱場所の変更を行った。
- (6) 昭和56年11月12日開催の取締役会において、第2条の名義書換代理人、同事務取扱場所、同取次所の変更を行った。
- (7) 昭和57年4月26日名義書換代理人事務取扱場所の移転に伴いその変更を行った。
- (8) 昭和57年8月24日開催の取締役会において、昭和57年10月1日より単位株制度が採用されるのに伴い、単位未満株の発行、名義書換、買取請求等に関する事務取扱いについて定めるため、条文の新設を行う他、表現の簡略化および実際の株式事務に対応したものにするため、現行規定の一部変更を行った。
- (9) 昭和60年5月7日名義書換代理人事務取扱場所の移転に伴いその変更を行った。
- (10) 平成元年12月19日開催の取締役会において、平成2年1月1日より実施を条件として、第25条の手数料のうち、第18条の再発行請求、第20条の交付請求にかかる手数料の規定を削除した。
- (11) 平成2年3月20日開催の取締役会において、第3条を変更し、500株券を廃止した。
- (12) 平成3年12月20日開催の取締役会において、当社の株券が平成4年1月17日から（財）証券保管振替機構に行う証券保管振替事業の取扱いを受けることとなるため、実質株主等に関する取扱い等所要の改定を行った。
- (13) 平成11年9月24日開催の取締役会において、平成11年10月1日より実施を条件として、第29条の手数料の改定を行った。
- (14) 平成13年10月28日開催の取締役会において、平成12年4月1日、民法の一部が改正施行され、新しい成年後見制度がスタートし、従来の禁治産、準禁治産の制度が「後見及び保佐」の制度に改められ、新たに補助の制度が設けられた。「任意後見契約に関する法律」による任意後見制度の創設、「後見登記等に関する法律」による後見、任意後見、保佐、補助についての新たな登記制度が創設された。株主の諸届等に関しては権利関係に影響するため、本人の行為について保佐人、補助人の同意の対象となることが考えられるため、確認書類の一部について変更を行った。
平成13年10月1日に施行された金庫株・単元株に関する改正商法（商法等の一部を改正する等の法律：平成13年6月29日法律第79号）により単位株制度が廃止されて単元株制度が創設された。単元株制度創設により、単元株制度の適用を受けることとなったため

所要の変更を行った。

- (15) 平成15年3月25日開催の取締役会において、「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日に施行され、株券喪失登録制度が創設されることに伴い、「第7章 喪失による株券の再発行」を新設し、その手続等について規定を整備するとともに、本改正により不要となった現行第21条を削除し、章数、条数等の所要の変更を行った。
- (16) 平成17年5月26日開催の取締役会において、平成17年6月30日付で名義書換代理人の変更を決議し、それに伴い、第2条および第32条につき所要の変更を行うとともに、用語の統一を行った。
- (17) 平成18年4月26日開催の取締役会において、平成18年5月1日より実施を条件として、「会社法」（平成17年法律第86号）他関係法令の施行に伴う所要の変更を行った。
- (18) 平成20年11月25日開催の取締役会において、平成21年1月5日より実施を条件として、株券電子化に伴う所要の変更を行った。
- (19) 平成24年2月24日開催の取締役会において、平成24年4月1日より実施を条件として、株主名簿管理人の商号および住所並びに事務取扱場所変更に伴う第2条の変更を行った。